

報道関係者 各位

【照会先】
長野労働局労働基準部
健康安全課長 矢島 一男
地方労働衛生専門官 牧野 宗一
TEL：026-223-0554

長野労働局長による安全パトロールを実施します ～建設現場の安全対策に加え、熱中症予防対策について確認～

長野労働局（局長 三浦 栄一郎）では、全国安全週間の初日にあたる7月1日に労働災害の増加に歯止めをかけ、安全に対する気運醸成と自主的な安全衛生活動の推進を図るため、労働局長による安全パトロールを実施します。

<実施目的>

長野労働局では、全国安全週間（7月1日～7日）の実施に際し、労働災害防止の気運醸成と自主的な労働災害防止対策の取組、推進等の呼びかけを図っているところです。

これらの取組の一環として、全国安全週間の初日を迎えるにあたり、令和6年の死亡災害発生最多業種である建設業について、長野労働局長による安全パトロールを実施するものです。

<実施日時>

令和7年7月1日(火) 午前9時30分 ～ 午前11時00分（予定）

<実施場所>

戸田・飯島・高木建設共同企業体 長野運動公園総合体育館整備外事業（別添資料1）
（長野市吉田五丁目1番19号他）

<参加者>

長野労働局 局長、健康安全課長、長野労働基準監督署長 ほか

報道機関の皆様への連絡事項

取材を希望される場合は、6月30日(月)16:00までに健康安全課(電話：026-223-0554、担当：牧野)まで連絡をお願いします。

なお、大雨等による実施困難な場合は中止としますが、その場合は、前日17:00以降若しくは当日朝こちらから連絡いたします。

その他、注意事項等については、別添資料2のとおりです。

【資料】1 長野労働局長安全パトロール実施事業場について

2 長野労働局長安全パトロールの取材上の注意事項等について

3 令和7年6月11日付け長野労発基0611第1号死亡災害の撲滅に向けた労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

4 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

長野労働局長安全パトロール実施現場について

【工事名・施工業者】

長野運動公園総合体育館整備外事業

戸田・飯島・高木建設共同企業体

【工事概要】

工事場所：長野県長野市吉田五丁目 1 番19号他

工 期：令和 6 年12月9日から令和 9 年12月24日

発 注 者：長野市

工事概要：長野運動公園総合体育館の新築、アクアウイングの改修等

【長野運動公園総合体育館】

- ・用途：観覧場（体育館） ・構造：鉄骨造 ・建築面積：9,406.7m²
- ・延床面積：12,112.76m² ・階数：地上 3 階 ・最高高さ：19.67m



現場風景（令和 7 年 6 月23日撮影）

長野労働局長安全パトロールの取材上の注意事項等について

1 当日スケジュール概要（予定）

（１）午前 9 時 30分

- ・長野労働局長あいさつ、参加者紹介
- ・工事概要、作業内容等の説明（施工者より）

当日は、駐車場（案内図参照）において受付を行います。

午前 9 時20分までにお越しください。

（２）午前 10時頃～ 労働局長による注意喚起、安全パトロール

（３）午前 10時 35分頃～ パトロール講評（局長）

（４）午前 11時 00分頃

- ・パトロール終了
- ・長野労働局長取材対応

2 取材上のお願い

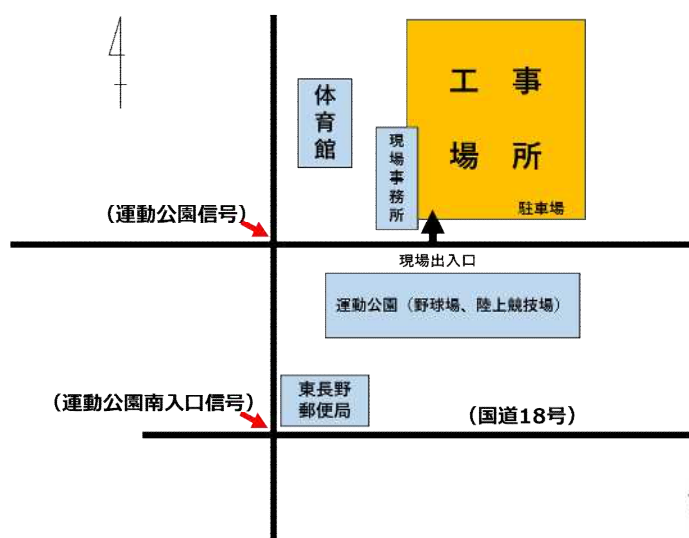
（１）当日は、現場内はヘルメット着用のため、ヘルメット持参及び動きやすい服装（靴）でお越しください。

（２）現場内では、安全確保のため、施工業者の指示に従っていただくとともに、立入禁止場所には、絶対に立ち入らないでください。

（３）当日は、基本的に全行程で撮影が可能ですが、施工業者の指示があった場合は、撮影をお控えいただくことがあります。

（４）その他、不明な点がありましたら、長野労働局労働基準部健康安全課までお問合せください。

3 案内図



長野労発基 0611 第 1 号
令和 7 年 6 月 11 日

関係団体の長 殿

長野労働局長

死亡災害の撲滅に向けた労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃より労働災害防止対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年における長野県内の休業 4 日以上労働災害による死傷者数は、5 月末日時点（速報値）で 803 人と、昨年同時期と比較して 6 人増加しています。

さらに、死亡者数は 6 人にのぼり、昨年同時期の 4 人と比較して 2 人増加するという非常事態となっています。

特に、本年発生した死亡災害の発生状況をみると、大半が過去にも発生した類似の災害であり、基本的な安全対策を講じていれば未然に防ぐことができたものが多くを占めていることは誠に遺憾です。

このような状況を踏まえ、長野労働局では、これ以上尊い生命が失われることがないように、下記事項の取組を通じて基本的な安全衛生活動の着実な実施、確認をはじめ、安全衛生活動を総点検する呼びかけを行うこととしました。

つきましては、貴職におかれましても、別添リーフレットを活用していただき、傘下会員事業場への周知及び指導について特段の御配慮をいただきたく、要請いたします。

記

- 1 経営トップ自らが先頭に立ち、労働災害ゼロ職場の表明を行い、経営トップが率先して職場内の安全衛生活動の総点検を行うこと。
- 2 安全管理者、安全衛生推進者等の安全衛生スタッフにその職務を確実に実行させること。
- 3 個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育を実施し、労働者の危険に対する意識を高めること。



死亡災害！



長野労働局・労働基準監督署

長野県内の労働災害による死亡者数は、本年5月末日時点(速報値)で6人にのぼり、昨年同時期(4人)と比較して2人増加しています。特に、本年発生した死亡災害の発生状況をみると、大半が過去にも発生した類似の災害であり、基本的な安全対策を講じていれば未然に防ぐことができたものが多くを占めていることは残念でなりません(死亡災害事例は下表のとおりです。)

一人一人の働く人の向こうには、大切な家族や仲間がいて、たくさんの笑顔があります。これ以上、死亡災害を発生させないため、経営トップが率先して職場内を総点検し、必要な労働災害防止対策を徹底していただくようお願いします。

整理番号	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
1	1月	清掃・と畜業	はさまれ・ 巻き込まれ 掘削用機械	産業廃棄物中間処理施設において、油圧ショベルを旋回させたところ、旋回範囲内にいた被災者が当該機械のカウンターウエイトと機械設備の間にはさまれた。
2	2月	卸売業	飛来・落下 玉掛用具	自動車解体工場において、移動式クレーンにより解体後の車体をつり上げたところ、高さ約3mの位置でつり具から外れ、玉掛け作業を担当していた被災者に激突した。
3	3月	食料品製造業	はさまれ・ 巻き込まれ コンベア	ベルトコンベアを稼働させた状態で、ベルトコンベアに付着した汚れを除去していたところ、ベルトとプーリーの間に右腕が巻き込まれた。
4	4月	電気機械器具 製造業	はさまれ・ 巻き込まれ 動力機械	自動加工機械のメンテナンス作業を担当していた被災者が、意識不明の状態で、当該機械の外枠内に上半身を乗り出した姿勢で発見された。発見時、機械は停止していたが、後の調査で、機械にはさまれて死亡したことが判明した。
5	5月	社会福祉施設	墜落・転落 階段	階段下の踊り場で、頭部を負傷し倒れている被災者が発見された。当時、建物全体が、停電中であった。
6	5月	土木工事業	墜落・転落 掘削用機械	油圧ショベルにより仮設通路を整地していたところ、路肩から、掘削機械ごと約50m転落した。

死亡災害の発生状況から見た労働災害防止のポイント

1 共通事項

- ・ 経営トップ自らが先頭に立ち、労働災害ゼロ職場の表明を行い、経営トップが率先して職場内の安全衛生活動の総点検を行うこと。
- ・ 安全管理者、安全衛生推進者等の安全衛生スタッフにその職務を確実に実行させること。
- ・ 個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育を実施し、労働者の危険に対する意識を高めること。
- ・ 危険箇所の表示等による「危険の見える化」を推進すること。
- ・ 4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、リスクアセスメント等の日常的な安全活動の充実・活性化を図ること。

2 「はさまれ・巻き込まれ」災害防止対策

- ・ 動力機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の「はさまれ」又は「巻き込まれ」の危険を及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い等を設け、身体の一部が危険域に届かないよう防護すること。
- ・ 機械の掃除、注油、検査、修理または調整の作業を行う場合には、機械の運転を停止すること。
- ・ 安全に作業を行うための作業手順書を作成し、これに基づき作業を行うこと。



機械設備の労災防止対策
・長野労働局

3 「墜落・転落」災害防止対策

- ・ 階段については、必要な照度を確保するとともに、両手を荷物等でふさがないように、足元を十分に確認して昇降すること。

〔以下、一般的な対策〕

- ・ 高所で作業を行う場合には、足場の設置等により作業床を設けるとともに、その作業床の端、開口部には堅固な囲い、手すり等を設けること。
- ・ 上記作業床の設置や作業床に囲い、手すりを設けることが困難な場合には、防網(安全ネット)を張り、墜落制止用器具を使用させること。
- ・ 「墜落時保護用」の保護帽を着用させること。また、履物については防滑性、屈曲性に優れたものを使用させること。

4 「車両系建設機械」及び「移動式クレーン」災害防止対策

- ・ 事前に作業の方法等を検討した上で、作業計画を作成し、これに基づき作業を行うこと。
- ・ 運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせないこと。やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置すること(誘導者を置くときは、合図を定めること)。
- ・ 車両系建設機械が運行する経路について、車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するための措置を講じること。(例：路肩の崩壊や地盤の不同沈下防止、必要な幅員保持のほか、標識又はガードレールの設置等)
- ・ 移動式クレーンは、定格荷重を超える荷のつり上げは行わないこと。
- ・ 移動式クレーンでつり上げられている荷の直下等、つり荷の落下により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所へ労働者を立ち入らせないこと。



車両系建設機械による
労災防止対策・長野労働局



熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取組期間	重点取組期間	

長野県内では7、8月を
重点取組期間としています！

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画



e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・長野労働局・労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare

(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間
7月・8月
にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請